

京宅広報

— OUR INFORMATION —



VOL.575号
令和6年1月



令和5年12月11日に開催された宅地建物取引業「実務基礎研修会」

目次

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ■ 新年のご挨拶(伊藤会長・本部長)……………2 | ■ 本部年間行事予定/計報……………9 |
| ■ 新年のご挨拶(西脇京都府知事)……………3 | ■ 法律相談シリーズ(VOL.341)……………10 |
| ■ 新年のご挨拶(門川京都市長)……………4 | ■ 協会の主な動き(ダイジェスト)……………12 |
| ■ 新年のご挨拶(坂本全宅連会長)……………5 | ■ 近畿レイズニュース(物件登録状況)……………14 |
| ■ 業協会理事会を開催……………6 | ■ 人権コラム(VOL.43)……………15 |
| ■ 推せん理事に係る諸規程等一部改正……………7 | ■ 入退会・支部移動等のお知らせ……………16 |
| ■ 宅地建物取引士資格試験を実施……………8 | ■ 親睦ゴルフ大会を開催!!……………19 |
| ■ 「登録実務講習」・「登録講習」実施機関……………8 | ■ 実戦セミナーを開催!!……………19 |
| ■ 実務基礎研修会を開催!!……………9 | ■ 親睦ソフトボール大会を開催!!……………ウラ表紙 |
| ■ 宅建業開業支援セミナーを開催!!……………9 | ■ 女性部会セミナー等を開催!!……………ウラ表紙 |

発 行 所 (公社)京都府宅地建物取引業協会 (公社)全国宅地建物取引業保証協会京都本部
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁町453-3(京都府宅建会館)
TEL(075)415-2121(代)

京都宅建

検索



「入ってよかった、京都宅建！」

「あってよかった、京都宅建！」

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部

会長・本部長 伊藤 良之



あけましておめでとうございます
本年もどうぞよろしくお願いたします！



今年の暦は「甲辰(きのえたつ)」年、「成功という芽が成長していき、姿を整えていく」というおめでたい年だそうです。

京都宅建においても芽吹き、成長し、姿を整えて行ければと考えます。

京都におきましては、コロナ禍がようやく収束し、昨秋にはインバウンドを始め観光客が戻り大変な賑わいになりました。

昨年3月の文化庁の京都移転により、文化、観光、産業、住宅と、ますます京都の魅力が注目されると考えています。

京都府下は規制緩和が進みつつあり、住宅の供給を始め、事業用不動産においては、第二名神など道路インフラの整備に伴い、物流施設、工場・事業所の誘致の話が多く聞かれます。

社会生活においては、テクノロジーが進化し、チャットGPTが話題になるなど、ますますIT化が進んでいます。AIへの対応も重要になってきます。

一方で不動産価格の地域格差も広がりつつあります。また空き家率も上昇、大手不動産や他業種からの参入や、M&Aも増えてきています。

会員の高齢化や事業継承の課題もあります。

このような諸問題について、各支部の地域の特色も鑑みながら、取り組んでいかなければと考えております。

京都宅建におきましては、会員の皆様からは、「入ってよかった、京都宅建！」、消費者の皆様からは「あってよかった、京都宅建！」のキャッチフレーズのもと、研修会を通じて会員の皆様の一層の資質向上を図り、リアルな交流会を通じて会員相互のコミュニケーションを深めてまいりました。

昨年は、重点事業として京都宅建のブランディングに取り組みました。

消費者の皆様に対して、クロスメディアブランディングを行い、一層、京都宅建の認知度の向上を図っております。

ブランディングの一環として京都宅建のPR動画を作成いたしました。テレビや映画館などでご覧になった会員の方もおられると思いますが、出演者はほぼ会員と従業員の皆様で、ロケ場所も会員にご協力いただき、オール京都宅建で撮影いただきました。

そして、この1月からは初めての試みとして、ユーチューブで情報を発信していきます。皆様も「京都宅建チャンネル」で検索いただき、是非、チャンネル登録、高評価をお願いいたします。

結びにあたりまして、

本年が会員皆様にとりまして、2024年がより飛躍の年となりますよう心より祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



活力にあふれ誇りの持てる 京都づくりへ

京都府知事
西脇隆俊

明けましておめでとうございます。府民の皆さまにおかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、まず新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、世の中が少しずつ日常を取り戻しました。長きにわたり感染防止対策にご協力いただいた府民の皆さま、そして、医療従事者をはじめ関係の皆さまに、心から感謝と敬意を表します。そして、明治以来中央省庁で初となる文化庁の京都移転が実現しました。千年にわたる歴史と文化が日々の生活に息づく京都で国と協力して新しい文化政策を創り上げることは、京都のみならず日本全体の地方創生推進に向けての大きな一歩であり、私たちは着実に新たな歴史の扉を開けつつあります。

「進まざる者は必ず退き、退かざる者は必ず進む」。これは、明治時代に活躍した啓蒙思想家・福沢諭吉の言葉です。目まぐるしく社会が変化を続ける現代において歩みを止めることは、後退するに等しいかもしれません。しかし、時代の変化を柔軟に受け容れながら、受け継がれてきた伝統に常に新しい息吹を吹き込む営みは、これまで京都が脈々と続けてきたことであり、これからも京都が担っていくことです。時には歩みを止めて振り返ることも必要ですが、社会が歴史的な転換点を迎えている中、小さな歩みを積み重ねて大きな前進につなげ、新しい価値を常に生み出し続け、活力にあふれ誇りの持てる京都づくりを進めてまいります。

来年には、いよいよ大阪・関西万博が開幕します。新名神高速道路も全線開通に向け、着実に整備が進められております。私たち京都が得意とする交流の力を発揮して、多くの人、企業、文化の「新しいつながり」を創り、伝統と革新を融合させながら、未来の京都を担う人や企業を育て、文化を創ってまいります。そして、「文化の都・京都」を世界に発信しながら、世界の人たちを京都府全域でおもてなしたいと考えております。

今年は辰年です。雲を払い、蒼天に向かって昇っていく龍のように、私たちに託された京都の未来に向けて、京都府総合計画に掲げた一つ一つのプロジェクトを大きく動かしてまいります。

今年一年の皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。



感謝をこめて ～魅力あふれる京都を未来へ～

京都市長 門川 大作

あけまして、おめでとうございます。

この一年の皆様の御多幸を、お祈り申し上げます。

市長の任期もあと2箇月となりました。4期16年間、京都のまちづくりが大きく前進したと御評価いただけるのも、市民、事業者の皆様の深い御理解と御尽力があればこそ。改めて深く御礼申し上げます。

「課題は現場にある、しかし、答えも解決する力も現場にある」。私は市長就任以来、そんな信念で現地現場主義を貫いてきました。市民の皆様と共に汗する「共汗」を大切に、大好きな京都のために全力を尽くす感動と感謝の日々でした。

振り返ると、2008年、リーマンショックからのスタートでしたが、市民の皆様と共に議論を重ねてあらゆる施策を展開しつつ、職員一丸となった行財政改革に注力。その結果、厳しい財政状況が続く中でも、全国トップ水準の福祉、教育、子育て支援、安心・安全、景観、文化政策等を充実させ、京都の都市格が大きく向上しました。

そして、私の4期目の最大の責務は「抜本的な財政改革」。そこに想定外の「コロナ危機」。市民の皆様様の命と暮らしを守り抜く。同時に、不退転の覚悟の下、フルオープン場で徹底した議論を重ね、更なる改革を丁寧な説明を心がけつつ断行。その結果、10年以上かかるとされた収支均衡を2年で達成。これは、国・府との緊密な連携による徹底した市民・事業者の皆様の下支え、長年の都市の成長戦略による担税力の強化が市税収入の増加(過去最高)に繋がったこと。さらには、徹底した効率化等による人件費の削減、理念を大切にしつつ本市独自施策の持続可能な観点での見直しによる歳出削減など、様々な要素が相まって実現したものです。これらもすべての市民、事業者の皆様様の京都への愛情、日々の弛まぬお取組の賜物。改めて感謝申し上げます。

超高齢社会を見据え、これからが大切です。更なる子育て支援、住居や働く場の創出をはじめとする人口減少対策、そして、改革を続けつつ、足腰の強い財政へ。同時に、「新・文化庁」や京都駅東部・崇仁に移転・開校した京都芸大・美工高等を中心に、幅広い地域で文化を基軸とした都市経営を一層推進。任期の最後まで、京都の最大の宝である「地域力」「文化力」をいかしたまちづくりに力を注ぎ、素晴らしいリーダーに継承してまいります。

文化首都・京都の発展へ。一層の御指導をお願い申し上げます。



「人と住まいを、笑顔でつなぐ。」

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会長 坂本 久

令和6年の年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年は、WBC(ワールドベースボールクラシック)にて大谷擁する侍ジャパンが米国との対決を制し優勝し、日本列島を沸かせたことは記憶に新しいものがあります。

一方、ウクライナ紛争に加え、イスラエルでも戦闘が起き、世界情勢は今年の米国大統領選挙を見据え、先行き不透明であります。

国内では物価高、少子高齢化、空き家問題が進展し、未だ解決の糸口が見えない状況です。特に物価高は地価の上昇と相まって都市部では物件価格が高騰し、国民の不動産取得意欲に影響を及ぼしております。

このような中、本会では各種税制要望を行い、子育て世帯・若年夫婦に配慮した住宅ローン減税維持、並びに新築固定資産税減額措置、固定資産税の負担調整措置等が延長されました。

また、昨年12月には改正空家特措法が施行され、空家等活用促進区域、財産管理人制度、支援法人制度がスタートしました。

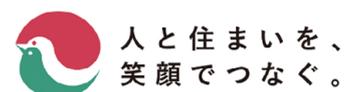
我々宅建協会組織は、地域の空き家の担い手として国、自治体に期待されており本会でも利活用を促進すべく、人材育成はじめ適切に対応していく所存です。

一方政府のデジタル化の波は一昨年の電子契約の解禁に続き、宅建免許オンライン申請、不動産IDの実証実験等各種施策が推進されております。

本会でもハトサポBBの機能改善、Web入会システムの整備や宅建士Web法定講習での顔写真データのオンライン受付等、利便性の観点から推進していく所存です。

一昨年来、本会ではハトマークのブランディングについて検討し、昨年「新ハトマークロゴ」を策定しました。1967年の誕生以来、50余年にわたり不動産業界の発展に寄与してきた私たちハトマークグループの理念をブランドストーリーとしてまとめ、「人と住まいを、笑顔でつなぐ。」というタグラインを設定しました。

皆様におかれましては引き続き地域に寄り添い、人と住まいをつなぎ、みんなを笑顔にされるところにも、2024年が良い年となることを祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



業協会理事会を開催【11月24日(金)】

◎会長挨拶

- (1) 令和5年度事業の進捗状況について
- (2) 京都宅建ブランディング計画の進捗状況について
- (3) 令和5年度上半期収支報告について
- (4) 令和6年新春賀詞交歓会等について他



報告事項

1. 新入会員の報告について(令和5年9月～11月度入会者)

次のとおり新入会員が報告されました。
正会員33件・準会員4件

2. 令和5年度事業経過報告について

令和5年度4月から9月までの各委員会等事業が報告されました。

3. 令和5年度上半期収支報告について

令和5年度4月から9月までの財務状況が報告されました。

4. 役員の変更について

下記役員の変更が報告されました。

- (1) 新理事 田中吉嗣(第三支部)〈旧略〉
- (2) 新評議員 石本浩治(第三支部)〈旧略〉
- (3) 不動産相談担当理事(社会貢献委員会) 補充なし〈旧略〉

5. 台風7号による見舞金の支給について

標記見舞金を1会員に支給した旨が報告されました。

6. 京都宅建ブランディング計画について

標記ブランディング計画における一般消費者向け特設サイトおよびYouTube番組を作成する旨が報告されました。

7. 令和5年度宅地建物取引士資格試験について
標記試験の実施状況が報告されました。

(本誌8頁参照)

8. 令和6年度定時総会までの日程について

総会までの主な諸会議等が報告されました。

9. 本部事務局職員の退職について

東 妙 職員の退職が報告されました。



審議事項

1. 諸規程等について

(1) 推せん理事に係る定款施行規則等の一部改正

本会にとって有用な人材を幅広く登用できるように、支部選出理事候補者の外に会長候補者の推せんによる理事候補者枠(5名まで)新設における標記施行規則等の一部改正が承認されました。(本誌次頁参照)

(2) 会員権承継に係る定款施行規則の一部改正
承継受取金の名称変更における標記施行規則の一部改正が承認されました。

(3) 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の制定

標記規程の制定が承認されました。

(4) 協賛に関する基準の制定

標記基準の制定が承認されました。

2. 令和6・7年度役員選挙について

(1) 本部選挙管理委員の委嘱について

標記委員4名の委嘱が承認されました。

(2) 理事定数について

支部選出理事の数を47名とする旨が承認されました。

推せん理事に係る諸規程等の一部改正が承認される

去る11月24日(金)開催の理事会にて承認されました推せん理事に係る「定款施行規則」・「役員選挙規程」等の改正内容は下記のとおりです。

1. 「定款施行規則」の一部改正 (_____ 部分が改正部分。)

(役員を選任等)

第15条 定款第21条第1項に規定する理事は、別に定める役員選挙規程により候補者を選出し、総会の決議によって選任する。

2 前項による候補者に加えて、会長候補者は5名まで理事候補者を推せんすることができる。当該候補者は、総会で選任する。

3 定款第21条第1項に規定する監事は、別に定める役員選挙規程により候補者を選出し、総会の決議によって選任する。ただし、定款第22条第1項ただし書きに規定する監事につ

いては、学識経験者のうちから会長候補者が推せんし、総会で選任する。

4～5 (略)

6 第2項により会長候補者が推せんした理事候補者が総会において選任された場合は、役員選挙規程第8条第2項の規定にかかわらず評議員に選任されたものとみなす。

附 則

1. この定款施行規則の一部改正は、令和5年11月24日から施行する。(第15条)

2. 「役員選挙規程」の一部改正 (_____ 部分が改正部分。)

(評議員の割当数)

第4条 評議員の数は、支部毎に当該支部所属正会員のうちから18名につき1名、端数10名以上のときは更に1名を割当てて。ただし書き削除)

2 (略)

(理事の割当数)

第5条 理事の各支部への割当数は、次条により確定した正会員数を(削除)定款施行規則第16条に規定する理事定数で除し、これを基本として各支部所属正会員数に比例して割当てる。(略)

(基準日)～(選挙人の名簿の登録、資格)

第6条～第7条 (略)

第8条 ～2 (略)

3 第1項第4号により選出された部長及び副部長が前項の支部評議員会において選任された後に、定款施行規則第15条第2項により理事候補者に推せんされ理事に選任された場合、又は理事の欠員補充により理事に就任する場合は、当該支部役員を兼務又は当該支部役員を辞任することができる。この場合における支部役員の補充、変更、異動は支部評議員会において選任する。

附 則

1. この改正規程は、令和5年11月24日から施行する。(第4条、第5条、第8条)

3. 「支部規程」の一部改正 (_____ 部分が改正部分。)

第10条(支部役員会の種別、構成及び執務交通費の支給)第1項第1号・第4号における「当該支部選出理事」を「(削除)理事」と改正。(令和5年11月24日施行)

4. 『支部「資格審査」及び本部「入会審査」の運営について』の一部改正 (_____ 部分が改正部分。)

2. 支部資格審査委員会の構成における「当該支部選出理事」を「(削除)理事」と改正。(令和5年11月24日施行)

令和5年度「宅地建物取引士資格試験」

京都の合格者868名

合否判定基準、50問中36問以上(登録講習修了者は45問中31問以上)の正解

昨年10月15日(日)に実施された標記資格試験は、全国で233,276名の方が受験(申込者289,096名)されました。同11月21日(火)には指定試験機関である(一財)不動産適正取引推進機構(以下、推進機構)より合格者が発表され、全国で40,025名の方が合格されました(合格率17.2%)。

なお、京都府においては、4,930名の方が各会場(同志社大学京田辺校地・龍谷大学深草キャンパス)で受験(申込者6,136名)され、868名の方が合格されました(合格率17.6%)。

【推進機構HP(協会HPリンク)には、試験問題の正解番号や合格者受験番号等が掲載】

「登録実務講習」実施機関一覧(一部)

「登録実務講習」とは、宅地建物取引士の資格登録要件(実務経験2年相当)を満たすための講習です。

登録番号	名称	電話番号	事務所の所在地
第2号	(株)東京リーガルマインド	03-5913-6310	東京都中野区
第3号	(株)日建学院	0120-243-229	東京都豊島区
第4号	TAC(株)	0120-509-117	東京都千代田区
第5号	(株)総合資格	03-3340-3081	東京都新宿区
第8号	(株)日本ビジネス法研究所	03-3251-6651	東京都千代田区
第12号	(一社)TAKKYO	047-481-4155	千葉県八千代市
第15号	(株)Social Bridge	050-5306-1460	大阪市北区
第24号	(株)おおうら(自習室うめだ)	06-6225-8976	大阪市北区

(令和5年4月1日現在)

「登録講習」実施機関一覧(一部)

「登録講習」とは、宅地建物取引士の資格試験の一部(5問)免除を受けるための講習です。

登録番号	名称	電話番号	事務所の所在地
第002号	(株)東京リーガルマインド	03-5913-6310	東京都中野区
第003号	TAC(株)	0120-509-117	東京都千代田区
第009号	(株)総合資格	03-3340-3081	東京都新宿区
第012号	(株)辰巳法律研究所	0120-509-359	東京都新宿区
第013号	(株)日建学院	0120-243-229	東京都豊島区
第015号	(株)日本ビジネス法研究所	03-3251-6651	東京都千代田区
第021号	学校法人大原学園	03-3292-6307	東京都千代田区
第023号	(株)Social Bridge	050-5306-1460	大阪市北区
第028号	(一社)TAKKYO	047-481-4155	千葉県八千代市
第030号	(株)住宅新報	03-6403-7810	東京都港区
第031号	(株)おおうら(自習室うめだ)	06-6225-8976	大阪市北区

(令和5年4月1日現在)

※上記の各講習は、近畿圏で「スクーリング」を開催される実施機関です(予定含む)。

※受付・実施期間および受講料等は、実施機関により異なります。

宅地建物取引業「実務基礎研修会」を開催!!

昨年12月11日(月)、不動産業に初めて就業された方や実務経験が少ない方などを対象として、宅地建物取引業の実務に必要な基礎知識の習得を目的とした標記研修会を京都市サーチパークにて開催したところ、131名の方が受講されました。

本研修は、不動産鑑定士の吉野荘平氏を講師にお招きし、「宅地建物取引業法の基礎」と題して、不動産調査や不動産関連法令の調べ方等、不動産取引実務に必要な基礎的な内容について、3時間にわたりご講演いただきました。

なお、研修内容については、会員専用ページ(Web研修)に2月頃公開予定ですので、是非ご視聴ください。



宅建業開業支援セミナーを開催しました!!

昨年12月6日(水)、宅建業に興味がある方や宅建業の開業を検討されている方を対象とした標記セミナーを開催したところ、24名(来場14名・Web10名)の方が参加されました。

当日は、苗村専務理事の挨拶後、「開業案内DVDの視聴」、「会員サポート事業の概要」の説明や「宅建業開業体験談DVDの視聴」、「宅建免許取得から京都宅建入会までの流れ」(本部職員)や「不動産業者が顧客獲得すべき大切な二つのこと」(会員)、「賢い資金調達の方法」(日本政策金融公庫職員)が説明され、セミナーは終了しました。



本部年間行事予定

令和6年 3月15日(金)

第2回宅地建物取引業「実務基礎研修会」

於：キャンパスプラザ京都

5月30日(木)

令和6年度二団体「定時総会」

於：KBSホール 京都市上京区(KBS京都放送会館内)

訃報

(令和5年10月～12月)

野口 一美 様 [第四支部(山科区)・(株)野口商事] 常任相談役(元会長)

田尻 昇 様 [第三支部(右京区)・ワコー住建]

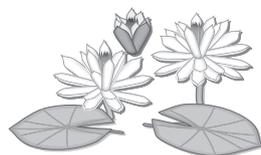
西村 良信 様 [第二支部(中京区)・(有)西村良不動産]

澁谷 浩一 様 [第二支部(下京区)・澁谷企画事務所]

坂下 和央 様 [第二支部(下京区)・ヒサゴヤ住宅(同)]

澤田 義雄 様 [第七支部(舞鶴市)・澤田不動産(株)]

逝去されました。謹んで哀悼の意を表し御冥福をお祈り申し上げます。



ANSWER

協会顧問弁護士 坂元 和夫
 協会顧問弁護士 尾藤 廣喜
 協会顧問弁護士 山崎 浩一
 協会顧問弁護士 齋藤 亮介
 協会顧問弁護士 鋤田 透

質問

私は、相続で取得した共有不動産を持っています。これを処分しようと思っているのですが、なかなか共有者間で話し合いがつかず、処分できません。裁判を起こすのも嫌ですので、共有持分だけを処分しようと思っていますが、どんな点に気を付けるべきですか。



回答

共有不動産の処分

共有不動産の換金方法

共有不動産を処分するには、①共有者全員で不動産を処分することに合意し、共有不動産全体を処分する方法、②共有持分を他の共有者に売却する方法、③共有持分を全くの第三者に売却する方法、さらに、これらの方法がいずれも採れない場合には、④共有物分割請求の裁判を起こすという4つの方法が考えられます。

なお、共有者の所在が不明な場合であっても、裁判所に請求することでその持分を第三者に譲渡させる制度(改正民法262条の3)が新設されました。

しかし、裁判所に共有物分割請求の訴訟を起

こす場合には、裁判での主張、立証の手間、あるいは、訴訟費用(弁護士費用や不動産鑑定費用など)の負担と解決までの時間を覚悟しなければなりません。また、訴訟の場合、和解が成立しなければ、判決になるわけですが、判決で思ったような内容にならないというリスクもあります。できるだけ訴訟は避けたいというのが、正直なところでしょう。

そこで、あなたの場合のように、自分の共有持分だけを手っ取り早く処分して換金するニーズが高まっており、最近では、共有不動産の持分を買い取る業者も増えてきています。

律 リリース



持分買取業者に売却する場合のメリット

持分買取業者に売却する場合のメリットとしては、何と云っても短時間で、確実に、簡単な手続きで処分できるという点にあります。自分の持分を売却することについては、他の共有者の同意はいりませんので、共有者全員が合意するまで売却できないということはなく、短期間で持分の売却が可能です。また、共有者全員の合意で売却する場合には、適正な評価額を算出して売却価格を合意し、売却先を探し、共有持分に応じて売買契約を結んで、売却代金を共有持分に応じて分割するなど、複雑な手続きを採る必要があります。一方、裁判による方法では、先に述べたようなリスクがあります。しかし、持分買取業者に売ってしまえば、容易に現金化ができます。このように、手続きが簡便で、容易に現金化ができ、共有関係から抜けることができることが、持分買取業者を利用する最大のメリットと言えるでしょう。

持分買取業者に売却する場合のデメリット

一方で、持分買取業者に売却する場合には、デメリットもあります。不動産の共有持分については、不動産全体を処分する場合には共有者全員の合意が必要になる等、権利の制約が多いところから、転売が困難なことがどうしても多くなります。したがって、持分を買取る業者としては、他の共有者に高く買ってもらうとか、全員で全体を高額で売却して売り抜くことを目的としていることが多く、悪質な業者の場合に、他の共有者に法外な価格で買い取りを迫る場合

もない訳ではなく、その場合には、新たなトラブルの原因にもなりかねません。

また、持分買取業者は、この取引のリスクや手間を自分が背負うこととなりますので、評価額を著しく低くする傾向があります。さらに、売却に関する手数料などの費用が、不動産全体を売却する場合に比べて高くなることも予想されます。

お尋ねの場合

以上の点を考えれば、持分買取業者に売却する場合には、メリットを生かしながら、デメリットを最小にすることが大切です。

例えば、共有者間の仲が悪く合意が成立しそうな場合とか、共有者が所在不明で、分割するのに相当の手間がかかる場合などで、裁判をどうしても避けたい場合、早急に処分したい場合、換金額に興味がなく、早く共有関係から抜け出したい場合など、必要に迫られた場合に限定して利用するというのも一つの考え方でしょう。

また、信頼できる業者を選ぶことが何より大切です。取引実績や買取後の法的処理の体制ができていのかどうかを予め調査すること、さらには、売買価格について、複数の業者の相見積りをすることも重要です。そして、トラブルを避けるためには、不動産取引に精通した弁護士を通じて、法的手続きや契約書類の点検などをしっかりと行なうことが大切です。

以上

ダイジェスト 協会の主な動き

10月



- 2日(月) 「親睦ゴルフ大会」担当役員会議
令和5年度「親睦ゴルフ大会」について他
- 4日(水) 令和5年度「親睦ソフトボール大会」
(横大路運動公園)
(本誌ウラ表紙をご参照ください。)
- 6日(金) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議
PR動画の公開について他
組織運営委員会(入会審査)(書面審議)
入会申込者等の審議他
業協会正会員10件
保証協会正会員10件
- 12日(木) 広報室
YouTube番組の制作～ランディング
ページの作成について他
- 15日(日) 令和5年度宅地建物取引士資格試験
(2会場)
(本誌8頁をご参照ください。)
- 19日(木) 新入会員等義務研修会
22名が受講
- 23日(月) 社会貢献委員会(地域活性)
令和5年度府民交流フェスタについて他
三役会
事務局体制について他
- 24日(火) 京宅研究所(「ハトマークビジョン京都」
の進化を目指すワーキング)
「5～10年先の京都宅建を見据えて」目指
すべき姿について他
- 26日(木) 二団体中間監査会
業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議
京都宅建のビジョンと事業精査について
他

- 27日(金) 官民合同不動産広告表示実態調査事前審
査会
対象物件の選定について他
- 30日(月) 京宅研究所(分譲マンションにおける管
理を重視した重要事項説明書の改正につ
いての検討ワーキング)
チェックリストの作成について他
女性部会セミナー&情報交換会。
(本誌ウラ表紙をご参照ください。)

11月



- 1日(水) 令和5年度「親睦ゴルフ大会」(瀬田ゴル
フコース)
(本誌19頁をご参照ください。)
- 2日(木) 広報室
一般消費者向けブランディング特設サイ
トについて他
- 3日(金) 府民交流フェスタ(京都府立植物園)
不動産無料相談会等
- 7日(火) 宅建士法定講習会(京都ブライトンホテ
ル)
- 9日(木) GAC(グランエイジクラブ)相談会
60歳以上の会員を対象とした相談会(事
業承継等)
業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議
京都宅建のビジョンと事業精査について
他
- 13日(月) 組織運営委員会(入会審査)(書面審議)
入会申込者等の審議他
業協会正会員10件
保証協会正会員10件
- 16日(木) 新入会員等義務研修会
24名が受講

広報室

Y o u T u b e 番組の制作について他

20日(月) 三役会

事務局職員の業務担当について他

21日(火) 官民合同不動産広告表示実態調査

24日(金) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議

常務理事会・理事会等の対応について他

業協会常務理事会

理事会の議題について他

業協会理事会

令和5年度事業経過報告について他

(本誌6頁をご参照ください。)

27日(月) 社会貢献委員会(地域活性役員等会議)

イオンモール京都桂川でのイベントにつ
いて他

28日(火) 京宅研究所(「ハトマークビジョン京都」
の進化を目指すワーキング)

「5～10年先の京都宅建を見据えて」目指
すべき姿について他

30日(木) 宅建士法定講習会(京都ブライトンホテ
ル)

7日(木) 京宅研究所(分譲マンションにおける管
理を重視した重要事項説明書の改正につ
いての検討ワーキング)

管理に係る重要事項調査報告書等につ
いて他

8日(金) 組織運営委員会(入会審査)(書面審議)

入会申込者等の審議他

業協会正会員4件

保証協会正会員4件

11日(月) 宅地建物取引業「実務基礎研修会」(京都
リサーチパーク)

(本誌9頁をご参照ください。)

広報室

一般消費者向けブランディング特設サイ
トについて他

組織運営委員会(入会審査)

会員の入退会状況について

14日(木) 新入会員等義務研修会

16名が受講

会員ビジネス交流会「実戦セミナー」

(京都ブライトンホテル)

(本誌19頁をご参照ください。)

15日(金) ハトマーク空き家相談スキルアップ研修
会(キャンパスプラザ京都)

不動産登記法・民法の改正と相続土地国
庫帰属制度の創設～所有者不明土地をな
くすために～

業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議

京都宅建の事業精査について他

18日(月) 京宅研究所(「ハトマークビジョン京都」
の進化を目指すワーキング)

「5～10年先の京都宅建を見据えて」目指
すべき姿について他

19日(火) 本部選挙管理委員会

正副委員長の選出について他

21日(木) 京都宅建青年部会執行部会・女性部会担
当役員会「合同会議」

京都宅建青年部会・女性部会「合同新年
会」の開催について

12月



1日(金) 広報室

Y o u T u b e 番組の収録について

業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議

京都宅建のビジョンと事業精査について
他

4日(月) 人材育成委員会(委託業務正副委員長会
議)

令和6年度法定講習会の実施計画につ
いて他

5日(火) 広報室

Y o u T u b e 番組の収録について

6日(水) 宅建業開業支援セミナー

(本誌9頁をご参照ください。)





近畿レインズニュース (令和5年11月登録状況)

※()の数字は、京都宅建会員分

1. 新規登録物件・在庫物件登録概要

11月	売物件	賃貸物件	合計	前月比	前年同月登録件数	前年同月比
新規登録物件数	20,029件 (1,053件)	36,291件 (1,504件)	56,320件 (2,557件)	- 6.6% (- 22.5%)	53,033件 (2,923件)	+ 6.2% (- 12.5%)
在庫物件数	78,242件 (4,944件)	108,433件 (5,960件)	186,675件 (10,904件)	+ 1.4% (± 0.0%)	167,648件 (9,907件)	+ 11.3% (+ 10.1%)

2. 成約報告概要

11月	売物件	賃貸物件	合計	前月比	前年同月成約件数	前年同月比
月間成約報告数	3,705件 (238件)	10,627件 (602件)	14,332件 (840件)	- 4.9% (+ 6.5%)	13,945件 (765件)	+ 2.8% (+ 9.8%)

11月	売物件	賃貸物件	合計
成約報告率	18.5% (22.6%)	29.3% (40.0%)	25.4% (32.9%)

3. アクセス状況等

11月	総検索回数	1日平均	前月比	前年同月総検索回数	前年同月比
総検索回数	3,655,872回	121,862回	- 4.6%	3,421,549回	+ 6.8%

4. お知らせ

コールセンター固定電話番号変更のお知らせ

2023年12月20日より、レインズコールセンターの固定電話番号が下記の通り変更となります。
※ナビダイヤル(0570-01-4506)は変更ありません。おかけ間違いのないようお願い致します。

変更前 045-330-0112	→	変更後 050-5538-0946
---------------------	---	----------------------

レインズシステム改善のお知らせ

2024年1月4日より、下記の通り、レインズシステムの改善を実施いたします。

- (1)不動産 ID 関連の入力項目の追加
- (2)省エネルギー性能、目安光熱費の入力項目の追加

※(1)、(2)いずれも任意項目となります(必須入力項目ではございません)。

- (3)売却依頼主用物件確認画面への補足欄の追加

(公社)近畿圏不動産流通機構

〒540-0036 大阪市中央区船越町2丁目2番1号 大阪府宅建会館5階

TEL : 06-6943-5913 <http://www.kinkireins.or.jp/>

パラスポーツと共生社会

立命館大学産業社会学部教授 金山 千広

2011年に施行されたスポーツ基本法は、スポーツは世界共通の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることを明記しています。また障害者のスポーツは、障害の程度や内容に合わせて振興しなければならないことをうたっています。しかし、令和3年のスポーツ庁による調査では成人の週1回以上のスポーツ実施率が56.3%であるのに対し、障害者は31.0%と大きな開きがあります。

近年、障害者スポーツは「パラスポーツ」とも称されます。「パラスポーツ」の語源となったパラリンピックは、英語の同等・平行を意味するパラレルとオリンピックを足した、もう一つのオリンピックと解釈されており、インクルーシブな社会の創出を目指す障害者にとっての最高峰の世界大会として位置づけられています。国内の障害者スポーツの統括団体である「日本パラスポーツ協会」は、多くの人に関わることにより障害者スポーツが障害者だけのスポーツではなくなっている現状を受けて、パラスポーツを「①障害者のために考案されたスポーツ、②障害の種類や程度に応じて一般のスポーツのルールや用具を工夫しているスポーツ、③障害の有無に関わらず共に楽しめるスポーツ」であると捉えています。パラスポーツは障害の有無に関わらず、多くの人スポーツの「場」を共有する機会を創出する機能を持っています。

例えば、「車いすバスケットボール」では、2019年度より全国大会に男女それぞれ1チーム2名までの障害のない人の参加が認められています。また、男子チームに女子が入れば、コート内の選手

の持ち点合計からポイントが差し引かれるシステムを導入しています。フロアに座った姿勢で行う「シッティングバレーボール」では、競技者が少ない現状を考慮して、障害のある人と障害のない人の混合チームの参加を認める大会が増えています。パラスポーツに関わる障害のない人が急激に増えたことから、このような取り組みは共生社会を推進する手段の一つになっています。ただし、海外では、このことにより障害者の参加が阻害された事例も報告されており、パラスポーツの注目度の向上にかかる新たな課題になっています。

ところで、現在のパラリンピックには、聴覚障害者が参加しておらず、また種目限定的に知的障害者が参加していることはあまり知られていません。パラスポーツは、障害の特徴に伴って、ルールや用具、そして競争性の捉え方が異なります。そのためパラリンピックの種目となっていない聴覚障害者や知的障害者のスポーツは注目されにくく、さらに「障害者のスポーツ＝パラリンピック」という極端に偏ったイメージが先行してしまうと、重度障害者や精神障害者は既存のスポーツにアクセスし難いのでパラリンピックとの乖離が懸念されます。障害者がスポーツの機会を獲得するには、身近な地域で障害の有無に関わらずルールや用具を工夫したスポーツを行うことが有効です。既存のルールを簡易化したオリジナルな「ボッチャ」等も良い例です。ボランティア等を含め、様々な立場でパラスポーツに関わる経験は、「共生社会」を考える機会になります。

(京都府「人権口コミ講座24」より転載)

■新入会(正会員)(10件)

令和5年10月31日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第一	(株)五十六不動産 (1)14712	ゴロ細 貴エマノエル	ゴロ細 貴エマノエル	東山区本町七丁目20	075- 532-1565
第一	東信キャピタル(株) (1)14728	史 擁軍	水原 嘉宏	左京区難波町229-1	075- 746-6400
第二	Selection(株) (1)14709	杉本 純子	杉本 行史	中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町 403番地	075- 777-1215
第二	江南草堂(株) (1)14737	趙 衛東	服部 吉男	中京区猪熊通三条上る姉猪熊町336	075- 406-5595
第二	(株)シェリーエステート (1)14738	永山 恭子	永山 恭子	中京区蛸薬師通烏丸東入一蓮社町300番地 パームビル3F	075- 606-4026
第三	(株)清井設計工務 (1)14727	清井 浩一	清井 勇彦	右京区西京極北大入町62番地	075- 864-7100
第四	(株)TAG HOME (1)14731	富永 雄太	富永 雄太	南区上烏羽中河原町67番地	075- 606-1345
第四	ウ エ ス ト (1)14736	面 光雄	面 光雄	南区久世高田町257番地96	075- 935-3211
第五	(株)Sky Home (1)14732	山本 翔太	山本 翔太	向日市寺戸町東田中瀬17番地3	075- 925-6103
第五	M's estate (1)14729	面田 真人	面田 真人	西京区大枝杏掛町1-29 清風ハイム201	075- 925-8061

■新入会(正会員)(10件)

令和5年11月30日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第一	(株)古原建設 (1)14739	古原 大輔	古原 大輔	左京区静市市原町723-1-1F	075- 746-3125
第一	(株)コアリンク (1)14741	藤岡 充啓	藤岡 充啓	左京区田中西大久保町18番地2	075- 711-3000
第一	(株)三宅工務店 (1)14746	三宅 栄治郎	三宅 真穂	左京区仁王門通新高倉西入福本町409番地	075- 761-7316
第一	(株)山田豊店 (1)14749	山田 昌輝	山田 昌輝	上京区御前通下立売上ル天満屋町316	075- 462-1425
第一	(株)ミリエーム (1)14745	大谷 裕巳	今西 沙織	上京区小川通寺之内上る二丁目禅昌院町 648番地の1	075- 451-5111
第二	京不動産商事 (1)14747	松原 勝利	松原 勝利	下京区七条御所ノ内北町97 タムズコンフォート705	075- 323-6170
第四	(株)NEO (1)14740	近藤 卓司	石崎 光記	山科区四ノ宮神田町29番地 近建イレブン2F	075- 594-8080
第四	デザイン(株) (1)14744	石橋 鎮迅	丹生谷 夢優	山科区西野大手先町11番地4 ワコービル1F	075- 644-9608
第四	(株)ウィルパートナー (1)14748	林 茂幸	近藤 隆博	伏見区羽束師古川町291番地2 (2F)	075- 925-3002
第五	宮建工業(株) (1)14743	宮本 康史	横山 陵	西京区牛ヶ瀬西柿町56番地	075- 391-7357

■新入会(正会員)(4件)

令和5年12月26日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第一	(株)たくみや (1)14750	山田 雅之	山田 雅之	左京区岩倉長谷町1799	075- 711-0988
第三	京都高齢者生活協同組合くらしコープ (1)14742	新井 康友	佐々木 幸雄	北区紫野東野町1番地5	075- 432-3636
第三	(株)ウィルワン (1)14757	白石 貴也	白石 貴也	北区小山西大野町84番地	075- 275-8322
第七	(有)エコシテイ (1)14753	柏 成久	柏 成徳	福知山市問屋町76番地の1	0773- 25-0830

■新入会(準会員)(1件)

令和5年10月31日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第二	(株)ITPエステート 京都営業所 大臣(1)10529	山本 祥都	山本 祥都	中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地 5 F	075- 231-1634

■新入会(準会員)(2件)

令和5年11月30日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第二	ダイアログ(株) 京都支店 大臣(1)10548	浅井 隆宏	浅井 隆宏	中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町 403-711	075- 777-1252
第五	(株)福屋不動産販売 亀岡店 大臣(4)6880	吉田 空	吉田 空	亀岡市古世西向林2-1	0771- 56-8830

■会員権承継(正会員)(1件)

令和5年9月30日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号	承継理由
第六	えふ建築工業(株) 知事(1)14700	淵上 芳規	山岡 治	城陽市久世下大谷37番45	0774- 26-7697	その他

■支部移動(正会員)(1件)

令和5年9月30日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第四	第五	プレジールホーム (1)14485	北村 浩司	長岡京市天神3丁目21番14-4号	075- 950-1374	R05/09/27

■支部移動(正会員)(1件)

令和5年10月31日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第五	第二	勝竜ハウジング (3)12970	河本 晃宏	中京区蛸薬師通堀川西入金屋町 770番地	075- 748-0274	R05/10/27

■支部移動(正会員)(1件)

令和5年11月30日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所 所在地	電話番号	本部受付日
第三	第一	日本京建(株) (1)14268	関 立堅	左京区浄土寺下南田町31	075- 432-7749	R05/11/22

■退会(正会員)(6件)

令和5年9月30日現在

支部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(上京区)	(1)14341	(株)トラス不動産	渋谷 卓弘	R05/09/04	廃業
第二(下京区)	(4)12084	ケイ・エム興産(株)	権 萬哲	R05/09/04	廃業
第二(中京区)	(1)14180	(株)オーティー	大塚 棟弘	R05/09/25	廃業
第三(右京区)	(8)8580	角丸建設	阿閉 岳彦	R05/09/05	期間満了
第三(北区)	(10)7165	(株)ジー・エイチ・コミュニティ	石本 浩治	R05/09/28	廃業
第五(長岡京市)	(13)4073	今作商事	安田 儀一郎	R05/09/26	廃業

■退会(正会員)(9件)

令和5年10月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(上京区)	(9) 7430	有) ば ん ば 商 事	馬場 竹廣	R05/10/07	期間満了
第二(中京区)	(14) 2750	株) ヤ ス ハ ラ 不 動 産	中条 日出子	R05/10/01	期間満了
第三(右京区)	(10) 6908	ワ コ ー 住 建	田尻 昇	R05/09/28	死 亡
第三(右京区)	(8) 8713	株) 開 成 ハ ウ ジ ン グ	津田 淳一	R05/10/19	廃 業
第四(山科区)	(11) 6038	あ か つ き 住 宅	黒崎 夏彦	R05/10/11	他協会加盟
第四(伏見区)	(1) 14287	株) 小 菅 工 務 店	小菅 晶	R05/10/13	廃 業
第五(亀岡市)	(10) 6658	グ リ ー ン 住 販	緑谷 政治	R05/09/07	期間満了
第五(亀岡市)	(5) 10952	花 梅 石 油 (株)	木曾 幸一郎	R05/09/07	期間満了
第六(宇治市)	(10) 6657	京 阪 都 市 開 発 (株)	角田 美昭	R05/09/08	期間満了

■退会(正会員)(14件)

令和5年11月30日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(東山区)	(16) 197	京 不 動 産 商 事	青木 修	R05/09/04	期間満了
第一(左京区)	(4) 11825	有) エ ム 企 画	大西 知輝	R05/09/26	期間満了
第一(東山区)	(16) 233	京 都 商 事 (株)	北 昌平	R05/10/09	期間満了
第二(中京区)	(5) 10919	有) D A Y	渡部 明彦	R05/06/22	期間満了
第二(下京区)	(12) 5231	澁 谷 企 画 事 務 所	澁谷 浩一	R05/09/27	死 亡
第二(下京区)	(7) 9804	株) タクマエンタープライズ	宅間 英郎	R05/11/02	廃 業
第三(北区)	(2) 13328	株) M・プロジェクト	吉田 泰造	R05/05/31	期間満了
第三(北区)	(2) 13386	ア ド セ ン タ ー	井上 昌之	R05/10/16	期間満了
第三(右京区)	(10) 6720	株) 太 郎 産 業	中江 太郎	R05/11/09	廃 業
第三(右京区)	(7) 9675	株) 大 興 プ ラ ン ニ ン グ	宮谷 孝三	R05/11/24	廃 業
第五(西京区)	(11) 5955	株) 山 中	山中 利輔	R05/06/20	期間満了
第六(宇治市)	(1) 13989	株) 大 住 エ ス テ ー ト	大山 絢也	R05/06/04	期間満了
第六(久御山町)	(16) 704	西 口 商 事	西口 幸男	R05/11/24	廃 業
第七(福知山市)	(2) 13833	株) レ ノ ッ ク ス	塩見 卓也	R05/11/22	廃 業

■退会(準会員)(2件)

令和5年9月30日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第二(下京区)	大臣(7) 5206	株) エリッツ 烏丸五条店	池岡 友絵	R05/01/24	事務所廃止
第三(北区)	大臣(7) 5206	株) エリッツ 佛教大学前店	北村 篤	R05/04/30	事務所廃止

■退会(準会員)(1件)

令和5年10月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第五(亀岡市)	大臣(2) 9338	株) エルハウジング 亀岡店	西野 隆雅	R05/10/01	事務所廃止

■会員数報告書

令和5年9月30日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	351 (+1)	29 (±0)	380 (+1)	第 三	342 (-2)	36 (-1)	378 (-3)	第 五	275 (+1)	23 (±0)	298 (+1)	第 七	197 (+1)	20 (±0)	217 (+1)
第 二	448 (+4)	66 (-1)	514 (+3)	第 四	442 (±0)	43 (+1)	485 (+1)	第 六	307 (+2)	34 (±0)	341 (+2)				
												合 計	2,362 (+7)	251 (-1)	2,613 (+6)

※()内は会員数前月比増減。

■会員数報告書

令和5年10月31日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	352 (+1)	29 (±0)	381 (+1)	第 三	341 (-1)	36 (±0)	377 (-1)	第 五	274 (-1)	22 (-1)	296 (-2)	第 七	197 (±0)	20 (±0)	217 (±0)
第 二	451 (+3)	67 (+1)	518 (+4)	第 四	442 (±0)	43 (±0)	485 (±0)	第 六	306 (-1)	34 (±0)	340 (-1)				
												合 計	2,363 (+1)	251 (±0)	2,614 (+1)

※()内は会員数前月比増減。

■会員数報告書

令和5年11月30日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	355 (+3)	29 (±0)	384 (+3)	第 三	336 (-5)	36 (±0)	372 (-5)	第 五	274 (±0)	23 (+1)	297 (+1)	第 七	196 (-1)	20 (±0)	216 (-1)
第 二	449 (-2)	68 (+1)	517 (-1)	第 四	445 (+3)	43 (±0)	488 (+3)	第 六	304 (-2)	34 (±0)	338 (-2)				
												合 計	2,359 (-4)	253 (+2)	2,612 (-2)

※()内は会員数前月比増減。

令和5年度 京都宅建「親睦ゴルフ大会」を開催!!

昨年11月1日(水)、会員の親睦を図るため、瀬田ゴルフコース(大津市瀬田橋本町)にて、親睦ゴルフ大会を開催したところ、代表者83名・従業員33名の総計116名の方が参加されました。

当日は天気にも恵まれ、参加者は東・西コースのアウト・イン各コースに分かれ、午前7時46分から順次スタートし、午後3時30分に行われた表彰式までの間、支部や地域の垣根を越え交流を深められました。大会結果は次のとおりです。



個人優勝おめでとう! (岡本 忠司氏)



団体優勝おめでとう! (第三支部)

【個人成績】

優 勝 岡本 忠司 氏(第四支部)

準優勝 加藤 和利 氏(第三支部)

三 位 名取 貴春 氏(第七支部)

【団体成績】

優 勝 第三支部

準優勝 第二支部

三 位 第四支部

会員ビジネス交流会 第2回「実戦セミナー」を開催!!

昨年12月14日(木)、今年度第2回目となる会員ビジネス交流会「実戦セミナー」を京都ブライトンホテルにて開催したところ、54名の方が参加されました。

本セミナーは、「不動産の建物リスクと災害リスク」と題して、株式会社アセットビルド代表取締役の猪俣淳氏より、建物トラブルや災害に対する危険予知、リスク対策についてわかりやすくご講演いただきました。

なお、研修内容については、会員専用ページ(Web研修)に2月頃公開予定ですので、是非ご視聴ください。



4年ぶり!令和5年度京都宅建「親睦ソフトボール大会」を開催!!

— 第七支部チームが初優勝!! —

昨年10月4日(水)、本部主催による親睦ソフトボール大会が4年ぶりに横大路運動公園第1・2グラウンド(伏見区)にて開催されました。

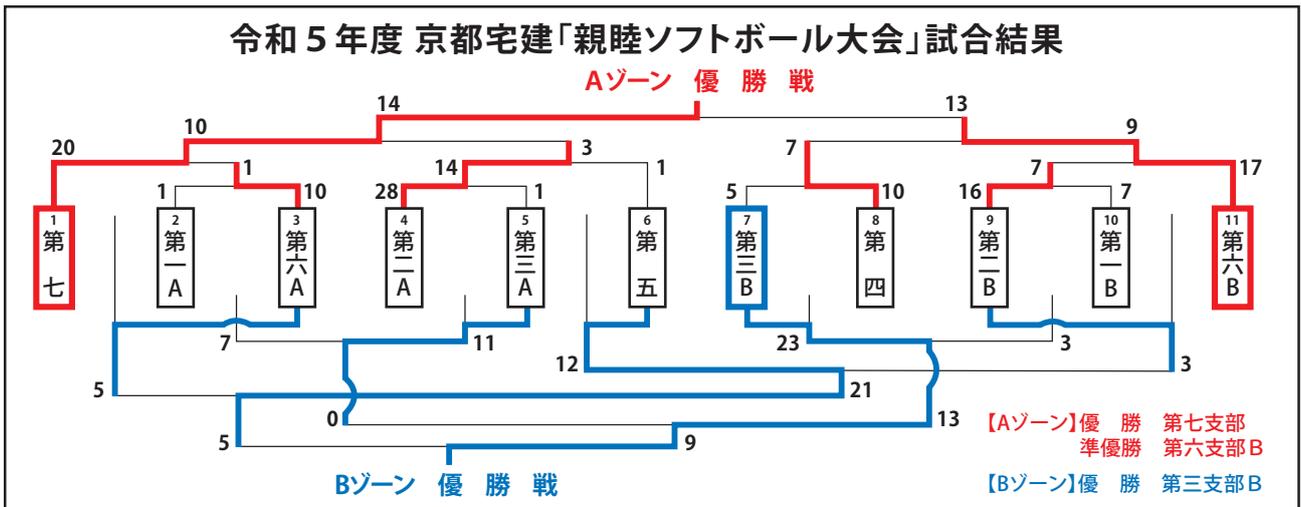
前日の降雨によりグラウンド状況が心配されましたが、グラウンド担当の選手達の懸命な水取り作業もあって無事に開催する事ができ、全11チームによるトーナメント方式で行われました。各チームは優勝を目指し、白熱した好ゲームを繰り広げ、第七支部チームが見事初優勝の栄冠に輝きました。



会心の一打!



優勝おめでとう! (第七支部チーム)



女性部会「セミナー&情報交換会」を開催!!

昨年10月30日(月)、女性部員の親睦と資質向上を図るため、宅建会館3階研修センターにて、約標記セミナー等を開催したところ、代表者11名・従業員24名の総計35名の方が参加されました。

セミナーには、整理収納アドバイザー1級の認定講師である合同会社アイリーライフの山本さやか代表を講師にお招きし「整理収納セミナー～不動産会社が活用できるテクニック～」と題して、書類の整理方法やクローゼット収納を活用し物件の魅力を最大限に引き出す方法等について、わかりやすくご講演いただきました。

セミナー終了後の情報交換会では、5～6人のグループに分かれ、自社紹介や物件情報交換等、活発な情報交換が行われ、参加者は大変有意義な時間を過ごす事ができました。

